

エススポーツベースボールアカデミー規約

第1条（定義）

当スクールは、『S-SPORTS&LIFE』が運営する「エススポーツベースボールアカデミー」を総称していう。

第2条（目的）

当スクールは、各年代に応じた指導により、野球・スポーツの普及および会員の運動能力の向上に努めると共に、健全な心身の育成を図り、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第3条（構成）

1. 当スクールは、U7・U8・U10・U12・U15・U12(捕手)・U15(捕手)により構成し活動する。(以下、総称して「各コース」という)
2. 各コースの対象年齢、概要はアカデミー公式サイトに掲載する。
3. 当スクールは、アカデミーの都合により、スクール日程・コース等を変更できるものとする。

第4条（入会資格）

当スクールに入会できる者は、本規約に同意した者で、かつ当スクールが入会に適すると認められた者（以下、「会員」という）とする。なお、親権者の同意を入会条件とする。

第5条（受講料、入会金、諸費用等）

1. 会員は、入会するアカデミー毎に、所定の料金を指定された支払い方法で期日までに支払うものとする。
2. 会員は、当スクールに一度支払われた各料金について、理由の如何を問わず返金義務を負わない。

第6条（遵守事項）

会員は本規約を遵守すると共に、各コースの実施場所での諸規則に従うものとする。

第7条（活動期間・回数）

当スクールの活動期間および回数は、各コースで異なるものとし、詳細はアカデミー公式サイトに掲載する。

第8条（届出変更）

会員は、当スクールに届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、当スクールへ速やかに届け出るものとする。なお、かかる届け出がないため当スクールからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、当スクールは一切責任を負わないものとする。

第9条（入会）

1. 当スクールへの入会を希望する者は、本規約の内容を理解した上で、アカデミー公式サイトに掲載する入会手続(同サイト申込フォームからのエントリー等)を行うものとし、

当スクールより参加確定のご案内をした日を入会日として入会の効力が発生する。なお、年度途中または月途中の入会も認めるが、第5条に定める各費用は入会日より発生するものとする。

2. 会員は、前項の入会手続を行うことをもって、本規約の内容に同意したものとする。

第10条（退会）

会員が会員都合により退会する場合は、メールまたは電話により、退会を希望する月の前月20日までに当アカデミーに連絡をし、当スクールの承認を得るものとする。

第11条（休会）

1. 会員が会員都合により休会する場合は、メールまたは電話により、休会を希望する月の前月20日までに当アカデミーに連絡をし、当スクールの承認を得るものとする。
2. 2.会員は、休会期間中は受講料の50%を支払う。ただし、前月21日から休会希望月の初回スクール開催予定日までに突発的な傷害により1ヶ月以上休む場合はこの限りではなく、休会希望月の初回スクール開催予定日までに、メールまたは電話により連絡をし、当スクールの承認を得るものとする。

第12条（休会からの復帰）

休会した会員が復帰を希望する場合は、当アカデミー事務局に申し出て、当スクールの承認を得るものとする。

第13条（更新）

当スクールにおける会員の次年度への更新は、毎年2月末までに退会の届け出がない限り自動更新とする。コース毎に定める手順に沿って行うものとする。翌々年度以降も同様とする。

第14条（保険）

会員は入会手続き終了後、当該会員が入会しているコース毎に傷害保険に加入することとする。加入手続きは当スクールが行い、その保険料は第5条に基づき会員から当スクールに支払われる料金の中から当スクールが支払うものとする。会員が傷害事故等に遭った場合の補償は、加入する保険会社の約款に従うものとする。

第15条（負傷時の措置）

会員が練習時またはレッスン時に負傷した場合には、当スクールが会員に対する応急処置を施す。ただし、その後の治療、入院、通院等については、会員（親権者を含む）の責任とし、当スクールは責任を負わないものとする。

第16条（除名または強制休会）

1. 会員（親権者を含む）が、次の事項等に該当するとき、当スクールは当該会員に対し、除名または休会を命じることができるものとする。
 - (1) 本規約に違反したときまたは違反するおそれがあると当スクールが判断したとき
 - (2) 当スクールやその関係者の名誉・品格等を著しく毀損したとき
 - (3) 入会金・受講料等を滞納したとき

(4) スポーツを行うに適した健康状態にないと当スクールが判断したとき

(5) その他、当スクールが会員として不適格であると判断したとき

2. 前項に基づき会員が除名または休会となった場合であっても、当スクールは当該会員が既に支払った料金、費用等を返金する義務を負わず、当該会員は除名または休会前までに発生した債務を免れることはできない。なお、前項に基づき休会となった会員については、第12条に準じて取り扱う。

第17条（休講・閉講）

1. 当スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他当スクールの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に各コースを休講もしくは閉講することができるものとする。
2. 休講の場合は、振替日を設ける。なお、会員が振替日に受講できない場合であっても、アカデミーは受講料等の返金は行わない。

第18条（肖像権）

会員は、各コースの受講中及び当スクールの関連イベントで撮影された会員の肖像・音声を、当スクールまたは当スクールのスポンサー企業が使用することについて、あらかじめ承認することとする。

第19条（個人情報の利用目的）

1. 当スクールは会員及びその保護者の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、料金、費用等の決済に必要な情報等、会員及びその保護者に関する情報（以下、これらを総称して「会員情報」という。）を取得・保有するものとし、会員情報の保護に必要かつ適切な措置を講じることとする。なお、会員資格の有無にかかわらず、当スクールは会員情報を以下の各号の目的で利用することができるものとし、配送業者等の当スクールが業務を委託する第三者に対して必要な範囲で開示することができるものとする。

- (1) 入会手続き、本人確認等
- (2) 当スクールにかかわる情報の提供
- (3) 当スクール及び当スクール委託先から、スクール生にとって有益であると判断する情報をスクール生宛に電子メール、郵便などにより送付すること
- (4) 上記(1) から(3) に関する問い合わせへの回答
- (5) 今後のサービス実施・商品開発や営業活動のための統計資料の作成

2. 当スクールは、「個人情報保護に関する法律」その他法令に定める場合を除き、会員の個人情報を当該会員の同意を得ないで第三者（ただし、当スクールが業務を委託するもの及びその再委託先を除く）に対して提供しないものとする。

第20条（免責）

当スクールにおいて盗難、傷害その他の事故が発生した場合であっても、当スクールは一切賠償責任を負わないものとし、会員は当スクールに対し何らの損害賠償・補償も求めないものとする。ただし、当スクールに故意又は重大な過失がある場合は除く。

第 21 条（本規約の改正）

1. 当アカデミーは、経済情勢の変化、法令変更、経営状況の変動、個別の同意を得ることが困難な事情等が生じ、本規約の変更が必要であると判断した場合には、民法その他の法令の規定に基づき、本規約に係る契約の目的に反せず、かつ合理的な範囲で本規約を変更することがあります。
2. 前項に基づく変更後の本規約は、当アカデミーが当該変更後の本規約を当アカデミー公式サイト上に掲載すること、若しくは会員の登録情報である連絡先に個別に通知することその他適切な方法により周知した日又は当該周知の際に定めた適用開始日から適用されることとし、会員はこれに同意します。なお、本規約に対する変更は、遡及的には適用されません。会員が、変更後の規約に同意できない場合は、第 10 条に定める退会の手続きを経て本サービスの利用を中止してください。

附則

1. 本規約は 2021 年 2 月 22 日より発効する。
2. 本規約は 2021 年 3 月 30 日より改正、発効する

以上